

檜葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 7,523	千円 7,087,207	千円 1,143,822	千円 1,019,491	% 14.38	% 12.06

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

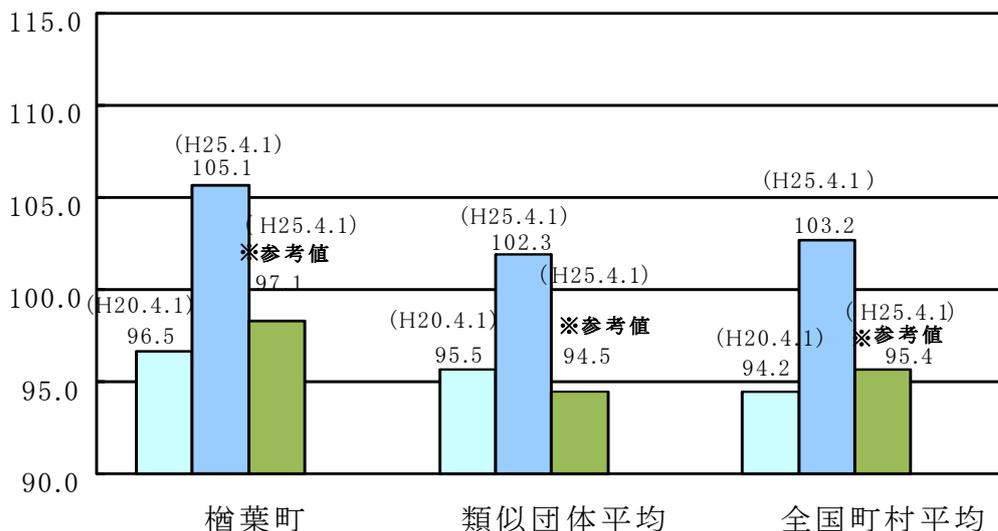
区 分	職員数 A	給 与 費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
25年度	人 110	千円 383,802	千円 75,660	千円 140,582	千円 600,044	千円 5,454	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
檜葉町	43.3歳	324,037円	391,838円	341,064円
福島県	43.2歳	338,309円	419,988円	367,674円
国	43.1歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.8歳	312,396円	354,333円	338,428円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
檜葉町	58.06歳	2人	297,600円	319,156円	297,600円	—	—	—	—
うち用務員	58.06歳	2人	297,600円	319,156円	297,600円	用務員	53.7歳	202,700円	1.57
福島県	53.0歳	303人	376,713円	420,656円	397,644円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119 (286,850)	—	309,534 (325,400)	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	6人	271,309円	293,088円	282,229円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成〇～〇年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
檜葉町	54.0歳	403,327円	428,542円
うち幼稚園教育職	54.0歳	403,327円	428,542円
福島県	47.0歳	406,120円	446,249円
類似団体	41.4歳	298,291円	319,846円

(注) 1 「平均給料月額」とは、〇年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をお除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		檜葉町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	163,987（172,200）円
	高校卒	142,500円	146,900円	133,418（140,100）円
技能労務職	中学卒（最高）	155,200円	144,500円	—
	中学卒（最低）	123,600円	136,100円	—

（注） 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職	大学卒	278,400円	324,900円	358,000円
	高校卒	—	263,500円	317,700円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

区 分		経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満	経験年数35年以上
一般行政職	大学卒	392,200円	409,600円	411,700円
	高校卒	—	—	412,800円
技能労務職	高校卒	—	298,200円	297,000円
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	17人	17.8%	137,900円	247,900円
2 級	主査	8人	7.3%	188,900円	313,700円
3 級	主任主査、係長	24人	21.0%	226,700円	361,500円
4 級	課長、主幹、課長補佐	38人	37.8%	266,400円	406,800円
5 級	参事	7人	7.3%	294,300円	428,400円
6 級	（困）参事	1人	1.0%	326,200円	430,700円

（注） 1 檜葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

檜葉町	福島県	国
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,386千円	1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,638千円	—
（平成24年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 （1.4）月分 （0.65）月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 （1.4）月分 （0.65）月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

檜葉町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		20,737千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		44 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		3,625 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		10.9 %		
手当の種類（手当数）		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務事務従事職員の 手当	右記業務に従事 した職員	滞納者に対する税の徴収、申告 及び家屋調査事務に従事したと き	千円	日額500円
防疫作業に従事する 職員の手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業に従事し たとき	千円	1回当たり1,000円
防疫作業に従事する 職員の手当	右記業務に従事 した職員	家畜伝染病作業に従事し たとき	千円	日額500円
結核性疾患者の指導 業務に従事する保健 師の手当	右記業務に従事し た職員	保健師が結核性疾患者の 指導業務に従事したとき	千円	日額500円
用地交渉に従事する 職員の手当	右記業務に従事し た職員	用地交渉に従事したとき	千円 7	日額500円
狂犬病予防注射、野犬 狩及び死犬等処理に 従事する職員の勤務 手当	右記業務に従事し た職員	狂犬病予防注射、野犬狩及 び死犬等処理に従事した とき	千円	日額500円
病虫害防除に従事す る職員の手当	右記業務に従事し た職員	病虫害防除に従事したと き	千円	日額500円
死体取扱業務に従事 する職員の手当	右記業務に従事し た職員	死体取扱業務に従事した とき	千円	1回当たり3,000円
滞納者に対する保険 料及び使用料徴収事 務に従事する職員の 手当	右記業務に従事し た職員	滞納者に対する保険料及 び使用料徴収事務に従事 したとき	千円 10	日額500円
原子力災害時の立入 調査等に従事する職 員の手当	右記業務に従事し た職員	原子力災害時の立入調査 等に従事したとき	千円 27	日額3,000円
福島第一原子力発電 所の事故に伴う警戒 区域において災害応 急作業等に従事する 職員の手当	右記業務に従事し た職員	福島第一原子力発電所の 事故に伴う警戒区域にお いて災害応急作業に従事 したとき	千円	1回あたり2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	28,881 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	262 千円
支給実績（24年度決算）	27,263 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	264 千円

(5) その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外1人につき6,500円 配偶者なしの場合うち1人11,000円 特定期間の加算5,000円	同じ		千円 10,641	円 212,820
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円	異なる	支給額等	千円 1,382	円 276,400
通勤手当	<交通機関利用者> 61,000円まで全額支給。61,000円を超える場合は61,000円にその超える額の1/2を加算した額 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,400円から47,700円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 6,870	円 78,965
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上23,000円 距離に応じて45,000円を上限に加算	同じ		千円 1,196	円 199,333
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	千円 6,125	円 420,000
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	千円 465	円 31,000
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)			千円 2,795	円 25,409

5 特別職の報酬等の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	739,100 円 (778,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 370,000 円
	副 町 長	586,200 円 (617,000 円)	675,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	296,000 円 (296,000 円)	360,000 円 / 205,000 円
	副 議 長	254,000 円 (254,000 円)	320,000 円 / 164,900 円
	議 員	238,000 円 (238,000 円)	300,000 円 / 145,500 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(24年度支給割合) 2.90 月分	計算の基礎となる額は、給料月額 に15%加算した額
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.90 月分	計算の基礎となる額は、給料月額 に15%加算した額
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.48 17,028千円 任期毎	
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.29 8,159千円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期
 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般	2	2	0	災害対応業務量増加のため
	議 会	26	46	20	
	総 務	5	4	-1	
	行 政	—	—	—	
	部 門	9	4	-5	
	農 水	6	2	-4	
	商 工	11	10	1	
	土 木	16	13	-3	
	民 生	7	14	7	
	計	82	95	13	
	教育部門	21	15	-6	
	消防部門				
	小 計	103	110	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水 道	4	3	-1	
	そ の 他	6	4	-2	
	小 計	10	7	-3	
合 計		113	117	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 人
		[123]	[123]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人	人 8	人 11	人 7	人 7	人 11	人 6	人 8	人 13	人 15	人 26	人 5	人 117

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	80	80	77	82	82	95	15(18.7%)
教育	29	26	26	22	21	15	-14(-48.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	109	106	103	104	103	110	1(0.9%)
公営企業等会計計	11	11	11	10	10	7	-4(-36.3%)
総合計	120	117	114	114	113	117	-3(-2.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A
25年度	千円 2,098,839	千円 223,936	千円 5,201	% 0.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 15,695 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 3	千円 11,464	千円 1,676	千円 3,517	千円 16,657	千円 5,552	千円 6,208

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
檜葉町	43.4 歳	322,766 円	370,607 円
団体平均	43.3 歳	324,037 円	391,838 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	団体平均
1人当たり平均支給額（平成24年度） 843 千円	1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,386 千円
（平成24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 （1.4）月分 （0.65）月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 （1.4）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

檜葉町			団体平均等		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・定年早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年早期退職特例措置（2～20%加算）		

ウ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,195 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	298 千円
支給実績（24年度決算）	1,084 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	216 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	一般行政職制度に同じ	同じ		202 千円	88,833 円
住居手当	一般行政職制度に同じ	同じ		212 千円	211,200 円
通勤手当	一般行政職制度に同じ	同じ		69 千円	34,200 円
管理職手当	一般行政職制度に同じ	同じ		千円	円
管理職特別勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ			
宿日直手当	一般行政職制度に同じ	同じ		千円	円